

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 4 2017年10月5日 発行者：JR東海労静岡地方本部 植松昌彦

「申第2号」最高裁判所の決定に対する窓口回答 「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」 との発言の撤回と謝罪はせず！

9月21日15時30分支社にて「申第2号」で最高裁判所の決定に対する窓口回答がありました。9月12日、最高裁判所第三小法廷は、東京高等裁判所平成28年（行コ）第88号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について、裁判官全員一致で会社の上告を受理しませんでした。これにより、JR東海労働組合本部及び静岡地本が救済を求めてきた、「組合掲示板から掲示物を基本協約に違反しているとして撤去したことが不当労働行為」として確定しました。

以下、この決定に基づき地本が支社に申し入れてきたことに対する回答と手交についての会社との議論と対応です。

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した静岡地方労働委員会命令を速やかに履行すること。

[回答]

最高裁判所の決定により平成26年8月28日付け静岡県労働委員会命令を履行する。

2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。

[回答]

発言を撤回し謝罪する考えはないが、最高裁判所の決定については真摯に受けとめる。

3. 手交する謝罪文の名義人は社長となっている。従って社長が、中央執行委員長、地本執行委員長に手交すること。

[回答]

手交者については静岡県労働委員会命令に基づき社長の命を受けたしかるべき立場の者から手交する。

4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにすること。

[回答]

普段から労使が使用し静寂な場所での手交が望ましいという点に鑑み交渉場所で手交する。期日については別途明らかにする。

5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

[回答]

会社として静岡県労働委員会命令に基づき文章を手交するものであり掲示はしない。

会社：手交の期日は22日15時支社会議室でどうか。

組合：組合として回答を受けたが、手交までの時間が無い、持ち帰り明日受け取れるか後で連絡する。

地本は内容と体制を検討し、26日15時、支社において地労委命令履行の謝罪文を受け取りました。

その際、植松委員長はこれまで会社が繰り返していた「不当労働行為を行っていない」との発言を撤回し謝罪をするよう求めましたが、会社は「撤回し謝罪する考えはないが地労委命令は履行する」とし、謝罪文を会社を代表し「人事課長代理」が読み上げ、渡辺正組織部長、曾布川業務部長立ち会いの上植松委員長が受け取りました。手交の写真(会社側の人物も撮影許可)を撮影してきました。

以 上